

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程を次のように改正する。

2023年（令和5年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2023年（令和5年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、法律による個人情報に関する規定が地方公共団体に直接適用されることに伴い、所要の改正をする必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を
改正する規程

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年11月22日教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表題中「市民相談情報センター」を「市民相談情報課」に改める。

第4条中「市民相談情報センター」を「市民相談情報課」に改める。

第4条第2号中「藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）」に改める。

第4条中の「管理情報」を「保有個人情報」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年11月22日教育委員会訓令甲第1号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">昭和42年11月22日 教委訓令甲第1号</p> <p>（市民相談情報課職員に補助執行させる事務）</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市市民自治部市民相談情報課の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に規定する行政文書の公開の請求の受付をすること。</p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）</u>に規定する次に掲げる事務</p> <p>ア 自己を本人とする保有個人情報の開示の請求の受付をすること。</p> <p>イ 自己を本人とする保有個人情報の訂正の請求の受付をすること。</p> <p>ウ 自己を本人とする保有個人情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄の請求の受付をすること。</p> <p>エ 自己を本人とする保有個人情報の目的外のための利用又は提供の差止め又は中止の請求の受付をすること。</p>	<p>○藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程</p> <p style="text-align: right;">昭和42年11月22日 教委訓令甲第1号</p> <p>（市民相談情報センター職員に補助執行させる事務）</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市市民自治部市民相談情報センターの職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) 藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号)に規定する行政文書の公開の請求の受付をすること。</p> <p>(2) <u>藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)</u>に規定する次に掲げる事務</p> <p>ア 自己を本人とする管理情報の開示の請求の受付をすること。</p> <p>イ 自己を本人とする管理情報の訂正の請求の受付をすること。</p> <p>ウ 自己を本人とする管理情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄の請求の受付をすること。</p> <p>エ 自己を本人とする管理情報の目的外のための利用又は提供の差止め又は中止の請求の受付をすること。</p>